

携帯電話市場の競争環境の 整備に関する各国競争当局等の 取組状況

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課

	米国	英国	フランス	ドイツ
規制当局	連邦通信委員会 (FCC)	通信庁 (Ofcom)	電子通信・郵便規制機関 (ARCEP)	連邦ネットワーク庁 (BNetzA)
基本的な法律	「1934年通信法」, 「1996年電気通信法」	「2003年通信法」	「郵便・電子通信法典」, 「消費者法典」(消費者保護について)	「2004年電気通信法」
競争当局	・司法省反トラスト局 ・連邦取引委員会 (FTC)	競争市場庁 (CMA)	競争委員会 (Autorité de la concurrence)	・連邦カルテル庁 (BKartA) ・独占委員会 (Monopolkommission)
主な携帯電話事業者	【主なMNO】 ベライゾン AT&T T-Mobile US スプリント U.S.Cellular	【主なMNO】 テレフォニカ EE (BTグループ) ボーダフォン 3 UK	【主なMNO】 オランジュ SFR フリーモバイル ブイグ・テレコム	【主なMNO】 ボーダフォン テレフォニカ テレコムドイッチュランド

法執行

<p>差別対価</p>	<p>フランス競争委員会は、SFRの子会社であるSRRがレユニオン及びマヨットにおける事業者向け取引において自社回線網内の通話料金と他社回線網宛ての通話料金に著しい価格差を設定していたことが、フランス競争法に違反する支配的地位の濫用に当たるとして、SFR及びSRRに対し、計1070万ユーロの制裁金を課した。(2015年11月30日プレス発表)</p>
<p>排他取引</p>	<p>フランス競争委員会は、オランジュが、事業者向け取引において、契約期間や使用量に基づいて利用者に付与されるポイントについて、同社との12か月又は24か月の契約を更新しない限り利用できないとしていたこと、契約期間の延長を条件とした割引、契約回線数や使用量に応じた割引を行っていたことなどが、フランス競争法に違反する支配的地位の濫用に当たるとして、同社に対し、3億5000万ユーロの制裁金を課した。(2015年12月17日プレス発表)</p>

法規制

<p>期間拘束</p>	<p>英国、フランス及びドイツでは、消費者向け取引において、24か月を超える契約を締結することを禁止。また、消費者が12か月以下の期間の契約も選択できるようにすることを義務付け。英国では、国内の消費者及び小規模事業者向け取引において、明示的同意なく期間拘束契約を更新することを禁止。</p>
<p>MNP</p>	<p>MNPの手続作業について、英国及びドイツでは1営業日以内、フランスでは3営業日以内で完了することを義務付け。</p>

携帯電話市場に関する各国の競争当局等の取組

競争促進に係る取組	
英国	<p>O f c o mは、競争を促進しサービスの質を向上させるためには消費者への適切な情報提供が重要との観点から</p> <p>(1) 携帯電話等の電気通信サービス分野における 各事業者のサービスを比較した報告書、 価格動向に関する報告書を公表。</p> <p>(2) 価格比較サイトを定期的に監査し、正確かつ包括的な情報を提供しているサイトを公認。</p>
フランス	<p>競争委員会は、A R C E Pに対し、M N OとM V N Oとの間の契約条件の見直しなど、携帯電話市場の競争促進のための取組を行うことを提言。</p>
ドイツ	<p>独占委員会は、電気通信法に基づき、2年ごとに、国内の電気通信市場の競争の状況に係る報告書を公表。直近の2017年の報告書においては、5Gの周波数割当てを受けるM N Oは、M V N Oに対し、差別的ではない条件によりネットワークを提供しなければならないことなどを提言。</p>



今後の公正取引委員会の取組

引き続き、海外における競争政策の動向を注視するとともに、しかるべき時期に携帯電話市場における競争の状況について実態調査を実施するとともに、競争政策上の課題について検討を行い、結果を公表する。